

かまた生活支援センターをご利用の皆さまへ

運営ミーティングで「センターにはさまざまな障害特性や感じ方の方がいるため、会話のしかたや声や音の大きさにお互い気をつけ、気になったときは配慮の呼びかけなどができる」というご意見がありました。センターには以前より「安心できるセンターにしてゆくために一人付き合いのお約束」というルールが掲示されていましたが、知らない

という方もおられたので、改めて利用者さんたちで話し合い、誰もが安心して過ごせるための

ルールを作ることになりました。

「みんなが安心できるセンターにするために」

- ① センターは多様な障害特性、個性や感じ方をもった方が利用される場所です。相手を理解しようという気持ちをもって接しましょう。声の大きさ、音の大きさなどに注意しましょう。
- ② お互いの距離感（物理的・関係性両方とも）を大切に、適度な距離をとっておつきあいしましょう。（身体的な接触、伝え方、連絡先交換のしかたなどに気をつける）
- ③ 他の利用者に迷惑をかける行為（金品の要求や貸し借りの強要など）はやめましょう。迷惑と感じたら断りましょう。
- ④ 施設の共用の物を大切に扱い、使った物はもとに戻し、あとの人が気持ちよく利用できるように心がけましょう。（例：厨房をきれいに使う、椅子をもとの場所に戻す、テーブルを使ったらきれいにする、コップを洗ってもとの場所に戻す、など）
- ⑤ 喫煙所を使う場合は、喫煙所のルールを守り、吸いがらは各自で持ち帰りましょう。
- ⑥ 会話に加わりたいとき、他のことをしている人に話しかけるときなどは「お話ししてもいいですか？」と声をかけましょう。
- ⑦ 相手に気をつけてほしいことがあるときなど、お互いに声をかけやすい環境を作りましょう。（声をかけるほうは命令や相手を否定する言葉を使わないようにする。アイメッセージを用い、「私はこうしてほしい」と伝える。声をかけられたほうは優しさをもって受け入れ、相手の言葉にきちんと耳を傾ける。など）
- ⑧ 写真や動画などを撮影するときや、撮影したものを SNS や出版物などに掲載したいときは、必ず相手の許可をとりましょう。
- ⑨ 困ったときは職員に相談しましょう。

ルールの共有のしかたについて

- ・受付左側の壁、食堂、地域交流室に掲示する
- ・センターの利用契約や更新の面談のとき、契約書と一緒に手渡し、職員から説明する
- ・おたよりと一緒にお渡しする
- ・プログラム（90 分のプログラムや新しい参加者がいるときなど）の時間に皆で読み上げる
- ・「ルール見直し強化週間・月間」を作り、受付でルールの紙を配布する、または受付左側に書いてあるルールを読んでもらう
- ・ルールを作ったあとも、年に数回、ルールについての振返りのミーティングを行う

2025 年 11 月 1 日 かまた生活支援センター